

ビジネス会計人クラブ海外研修旅行参加要領

この参加要領をよくお読みいただき、内容を承諾のうえ、お申し込み下さい。

1. 参加申込について

- (1) 参加希望者の氏名は、2019年5月31日までに通知してください。
- (2) 参加希望者が参加申込みの時点で未成年者の場合は、お申込みの際に親権者（原則としてご両親）の同意書を提出してください。

2. 参加者の資格について

- (1) 参加者の担当業務について ビジネス会計人クラブ会員または会員からの紹介であること。

(2) 旅券及び査証について

【日本国籍の方の場合】

以下の①及び②の条件を満たしている方

- ① 旅行開始の時点で入国時6か月以上の残存有効期間のある旅券をお持ちの方
- ② 旅行開始の時点で今回の旅行に必要なシンガポールの観光査証を所持している方

【日本国籍以外の方】

旅行開始の時点で今回の旅行に必要な旅券（それに代わる渡航書類を含む。）、再入国許可、渡航先国・通過国の査証、予防接種証明書その他旅行に必要な一切の手続を完了し書類を所持している方。

3. 参加者の交替について

- (1) 弊社又は参加者の所属する会社が必要と認めたときは、参加者を交替することがあります。参加者は予めこのことを承諾するものとします。
- (2) 参加者自身の希望による参加者の交替は認めません。（又は「参加者の交替を希望する場合はお申し出下さい。この場合、株式会社 JTB の承諾が必要です。株式会社 JTB が承諾し参加者を交替する場合は、一人当たり 5,400 円の手数料をお支払いいただきます。」と記載する。）

4. 参加者が特別な配慮を必要とする場合の申し出

参加者が健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする場合は、応募の際にその旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください（お申込後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。株式会社 JTB は、可能な範囲内でこれに応じることになっています。これに際して、参加者の状態及び必要とされる措置の内容について株式会社 JTB から参加者にお伺いし、又は書面でそれらをお申し出いただくことがあります。なお、参加者からお申し出いただいた措置を講じることができると株式会社 JTB で確認できない場合又は渡航先国へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行参加をお断りし、又は当該参加者に係る旅行契約を解除させていただくことがあります。また、株式会社 JTB が参加者のために講じた特別な措置に要する費用を弊社が負担した場合は、その費用を参加者に負担いただくことがあります。

5. 参加者の負担について

(1) 旅行に必要な費用で旅行代金に含まれない費用のうち、次のものは参加者の負担とします。

- a. 渡航手続諸経費（旅券・査証の取得料金、予防接種料金、渡航手続取扱料金）
- b. 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）
- c. 飲物代、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料
- d. 傷害・疾病に関する医療費
- e. 海外旅行保険の保険料
- f. 上記 a から e に掲げる費用の他、この参加要領で参加者の負担としている費用

(2) 参加者は、自身の責任で、旅券・査証の有効性の確認及びそれら渡航手続書類の取得を行うものとします。また、参加者が日本国籍以外の場合は、参加者自身の責任でこの旅行に必要な旅券（それに代わる渡航書類を含む。）の条件、再入国許可、査証、予防接種証明書等旅行に必要な書類の条件について、自国の領事館等、渡航先国・通過国（航空機の途中降機地、乗換国及び鉄道等の陸上交通機関の通過国を含みます。）の領事館等、入国管理事務所、検疫所等に問い合わせたうえで、必要な書類等を取得するものとします。

(3) 参加を取り消した場合の取消料

弊社の都合又は株式会社 JTB の責めに帰すべき理由によらず、参加者が参加を取りやめた場合は、以下の取消料を負担いただきます。

弊社が旅行業者に参加の取りやめを通知した日	取消料（一人あたり）
① 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日より前	10,800 円
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 25 日目に当たる日以降 (③及び④を除く)	一人あたり旅行代金の 50%
③ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当たる日以降 (④を除く)	一人あたり旅行代金の 80%
④ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降	一人あたり旅行代金の 100%

(4) 海外危険情報、安全情報について

外務省のサイトで各国の危険・スポット・広域情報、安全対策基礎データ、安全の手引き等安全対策のための情報が公開されています。参加者は、必ず、出発までに参加者自身で旅行先の安全対策のための情報を確認するものとします。[外務省海外安全ホームページ] <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

(5) 渡航先の衛生状況について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外で健康に過ごすために」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかからないために、渡航者向けに国別、地域別で見る感染症情報、海外渡航と予防接種、病気予防等の記載がされています。参加者は、出発前の早い機会に、参加者自身で旅行先の衛生状況について確認するものとします。

[厚生労働省検疫感染症情報ホームページ] <http://www.forth.go.jp/>

6. 旅行契約の内容の変更・旅行契約の解除について

弊社は、第3項による参加者の交替を含め（←参加者の交替を認める場合）弊社が適当と認めたときは旅行契約の内容を変更し、又は旅行契約の全部若しくは一部を解除すること（一部の参加者に係る旅行契約の解除を含みます。）があります。参加者は予めこのことを承諾するものとします。

7. 参加者の株式会社 JTB に対する責任

- (1) 参加者の故意又は過失により株式会社 JTB が損害を被ったときは、参加者は損害を賠償しなければなりません。
- (2) 参加者は、旅行開始後に、弊社からお届けする最終日程表に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに株式会社 JTB、同社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。株式会社 JTB の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号等は、弊社から参加者にお届けする最終日程表で通知されます。

8. 参加者の個人情報の取り扱いについて

- (1) 弊社は、参加者の個人情報を参加者と弊社との連絡のために利用させていただくほか、株式会社 JTB が参加者のために旅行を手配し及びそれに付随する業務を実施するために必要な範囲で、株式会社 JTB に対して電磁的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 株式会社 JTB は、弊社から提供した参加者の個人情報について、参加者との間の連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、また、株式会社 JTB の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店での参加者のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で企画書面及び最終日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、参加者の個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (3) 株式会社 JTB は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、参加者の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、参加者に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると弊社が認めた場合に使用させていただきます。参加者は、連絡先の方の個人情報を弊社並びに株式会社 JTB に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 株式会社 JTB は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、参加者の個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。

株式会社 JTB 虎ノ門第一事業部

電話 :03-5539-2751